

## 市内企業優先発注等について

横浜市では、かねてより工事発注にあたりましては、横浜経済の活性化及び市内企業（横浜市内に主たる営業所がある方）の育成を基本方針として、市内企業へ優先的に発注しております。

財政状況が苦しい中でできる限り公共事業費の確保に努めておりますが、景気動向がなお先行不透明な折、特に経済基盤の弱い市内の中小企業の中には、売上高の減少により、経営内容の悪化を招いている企業も少なくありません。

また、横浜市は、中小企業の振興に関する施策を総合的に推進し、市内経済の発展及び市民生活の向上を図るため、平成22年に「[横浜市中小企業振興基本条例](#)」を制定しました。

つきましては、こうした状況及び条例の趣旨を勘案され、入札参加事業者各位におかれましては、本市経済の一翼を担っていただく立場から本市発注工事等を受注された際には、本市内中小企業の受注機会の確保等について、より一層のご理解とご協力を賜りたく、下記の事項について十分留意されるようお願い申し上げます。

- 1 工事を下請発注する場合、工事資材を発注する場合及び建設機械を購入又は借入する場合には、特に本市内の中小企業を最優先として活用してください。
- 2 工事の施工にあたっては、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」及び「建設業法」等の関連法令、工事請負契約約款や「建設産業における生産システム合理化指針」等を遵守し、下請契約を含め、契約の適正な履行に努めてください。特に、工事を下請発注する場合には、適正な価格で請け負わせること、また、下請代金を適正な期間内に支払うこと等下請契約の適正化に努めてください。
- 3 工事の施工において期間雇用者（現場作業員）を採用する場合には、建設業退職金共済制度に加入し、掛金を納付するとともに、購入した証紙は必ず期間雇用者が所持する共済手帳に貼付してください。また、工事を下請発注する場合には、下請業者に対し同共済制度の推進について指導してください。

入札参加事業者各位

横 浜 市 長  
横浜市水道事業管理者  
横浜市交通事業管理者  
横浜市病院事業管理者